

平成22年度から

子ども手当を支給します

子どもセンター(子ども政策課) ☎59-1000

これまで小学校修了前の子どもを養育する世帯(一部所得制限あり)に「児童手当」を支給していましたが、平成22年度から中学校修了前までの子どもを養育する全ての世帯を対象に「子ども手当」を支給します。

支給額 子ども一人につき月額13,000円(児童手当を含む)

支給月 6月(4,5月分)、10月(6~9月分)、2月(10~1月分)の3回支給
※手当は申請日の翌月から支給されます。

申請手続きなど

子ども手当を受給するためには手続きが必要です。対象世帯には申請書類などを後日送付します。9月末までに申請がなかった場合は、さかのぼっての支給は受けられませんのでご注意ください。

なお、現在児童手当を受給中の世帯(中学生を養育していない場合)は手続きの必要はありません。ただし、4月以降出生または転入した世帯は、手続きが別途必要となります。
※公務員世帯は勤務先に直接申請してください。

手続きに必要なもの

- ①申請書
 - ②申請者名義の銀行口座
 - ③申請者の健康保険証と基礎年金番号(国民年金以外の人のみ)
- ※必要書類を別途提出していただく場合があります。

子ども手当イメージ

(旧) 児童手当

月額5,000円~10,000円

児童手当
0歳~小学校6年生
(所得制限内)

(新) 子ども手当

月額13,000円

0歳~小学6年生
児童手当の所得制限を
超える家庭

+

児童手当
0歳~小学校6年生
(所得制限内)

+

中学生
(所得制限なし)

※上記金額は子ども一人当たりの月額支給単価
※平成22年度の子ども手当は、10カ月分となります。

